

4 損 失 補 償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第10章 水門、こう門及びダム操作

第1節 ダム操作の指示

洪水による災害の防止、または軽減のため緊急の必要がある場合において、知事は、2級河川の利水ダム管理者に河川法第52条の規定による洪水調節のための指示をし、1級河川については国土交通大臣に対し当該指示を要請するものとする。

第2節 水門、こう門等の点検整備について

水門、こう門、樋管、堰堤等の管理者は毎年出水期に先立ち点検、整備を行うものとする。